発光ダイオードを光源とする照明器具を有する」を「有する客室内の照明器具、前照灯及び行先表示器が発光ダイオードを光源とするものである」に改め、同項第二号中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条中第四十項を第三十九項とし、第四十一項を第四十項とし、第四十二項を第四十一項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項第三号中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条中第四十七項を第四十六項とし、第四十八項を第四十七項とし、第四十九項を第四十八項とし、同条第五十項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十一項を同条第五十項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条中第五十三項を第五十二項とし、第五十四項を第五十三項とし、第五十五項を第五十四項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第三十項第一号イ」を「附則第十五条第二十七項第一号イ」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第三十項第一号イ」を「附則第十五条第二十七項第一号イ」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第三十項第一号ロ」を「附則第十五条第二十七項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第三十項第一号ハ」を「附則第十五条第二十七項第一号ハ」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十項中「附則第十五条第三十項第一号ニ」を「附則第十五条第二十七項第一号ニ」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第三十項第二号ハ」を「附則第十五条第二十七項第二号ハ」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第三十項第三号ハ」を「附則第十五条第二十七項第三号ハ」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十三項を削り、同条第六十四項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十六項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十八項を同条第六十六項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十一項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

70　政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定める用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

一　住宅
二　学校
三　幼保連携型認定こども園
四　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
五　保育所その他これに類するもの
六　建築基準法施行令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等（助産所及び前二号に掲げるものを除く。）
七　診療所
八　病院
九　公衆便所
十　工場
十一　倉庫

71　政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が前項各号に掲げる用途以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

附則第六条第七十四項から第七十九項までを削り、同条第八十項中「附則第十一条第四十二項」を「附則第十一条第四十項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第八十一項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第八十二項中「附則第十一条第四十七項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第八十三項中「附則第十一条第四十七項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十九項第一号」を「附則第十一条第四十七項第一号」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十六項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十七項中「附則第十一条第五十項」を「附則第十一条第四十八項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十九項中「附則第十一条第五十一項」を「附則第十一条第四十九項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条に次の四項を加える。

84　政令附則第十一条第五十項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた事業とする。

一　当該事業が行われる政令附則第十一条第五十項に規定する都市機能誘導区域（次項第二号イにおいて「都市機能誘導区域」という。）内において十以上の自転車駐車場を用いて行うものであること。
二　情報通信技術を利用した自転車駐車場の使用状況を管理するシステムを用いて行うものであること。

85　法附則第十五条第四十五項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資産とする。

一　自転車（人の力を補うため電動機を用いるものに限る。）
二　自転車駐車器具（道路法施行令第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具をいう。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　都市機能誘導区域にある誘導施設（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第二項第三号に規定する誘導施設をいう。）又は旅客施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号に規定する旅客施設をいう。）を中心とする半径百五十メートルの円で囲まれる区域内にある自転車駐車場（一の当該区域内に整備される自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置の数の合計が二十五以上であるものに限る。）の用に供されるものであること。
ロ　自転車に充電するための設備を有するものであること。

86　法附則第十五条第四十六項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

87　法附則第十五条第四十六項第二号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。